

令和3年度ひとり親家庭養育支援給付金のご案内について

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、養育費が減少したり受け取っていない等の事情があるひとり親のご家庭に対して、令和3年度養育支援給付金を支給いたします。

支給要件（次ページ以降ご参照ください）に該当される場合は、同封の申請書に必要事項をご記入いただき、別紙申請書裏面に記載されている誓約・同意事項をご確認の上、申請書をご提出ください。なお、所得審査等の結果、不支給となる場合がありますので、ご了承ください。

記

- 1 支給対象者 別紙「支給対象者確認表」をご確認ください。（生活保護受給されている方を除きます）
- 2 支給金額 児童1人につき1回4万円（第1回・第2回・第3回）
※児童とは、基準日時点で児童扶養手当対象年齢の方をいいます。
※基準日より後に受給資格者となった方については、令和3年4月から令和4年3月までの実施期間前月末時点で受給資格を有する方に対して、児童1人につき対象月数に1万円を乗じた金額となります。
- 3 基準日 第1回：令和3年3月31日時点
第2回：令和3年7月31日時点
第3回：令和3年11月30日時点 で支給要件を満たす方
- 4 支給日 申請日以降、随時支給します。
- 5 申請期間 令和4年2月28日（必着）まで随時申請を受け付けています。
- 6 提出場所 郵送もしくは直接持参される場合は、子育て支援課 児童給付担当室まで
(新館9階)
- 7 提出物 (1)「ひとり親家庭養育支援給付金支給申請書」(別添)
(2) ご申請者様名義の通帳の写し
※児童扶養手当の登録口座に振り込む場合は、不要です。
ー以下は、支給対象確認表(次ページ以降)の②③に該当される方のみ必要です。
ただし、子育て世帯生活支援特別給付金の申請の際にすでに提出済みの場合は、不要です。
(3) 収入申告書(本人用)
(4) 収入申告書(扶養義務者用) ※同居のご親族などがいる場合のみ
(5) 収入申告書に記載した収入が確認できる書類
(給与明細書・年金振込通知書等)
※児童扶養手当の資格登録がない方は、別途必要となる書類(戸籍謄本等)があります。詳細は、下記お問い合わせください。

【お問い合わせ先】松戸市 子育て支援課 児童給付担当室 TEL 047-366-3127

(参考)

ひとり親家庭養育支援給付金所得要件について

① 児童扶養手当受給者の方

→令和2年度又は令和3年度の児童扶養手当支給制限限度額と同様になります。

支給区分	年度	児童扶養手当受給対象期間	収入対象期間
第1回・第2回支給分	令和2年度	令和2年11月から令和3年10月	平成31年1月から12月中の収入
第3回支給分	令和3年度	令和3年11月から令和4年10月	令和2年1月から12月中の収入

② 基準日時点で、児童扶養手当受給資格者であるが、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当支給を受けていない方

→収入（遺族年金や障害年金等の非課税年金収入額を含みます。）が下記基準額未満の方

※第1回・第2回支給分：平成31年1月から12月までの収入

第3回支給分：令和2年1月から12月までの収入

③ 基準日時点で児童扶養手当支給要件該当しており、新型コロナウイルスの影響により、家計が急変するなど収入が減少し、減少後の所得が令和2年度基準額未満の方

→令和2年2月以降のいずれかの月の収入×12ヶ月分の収入が、下記収入額未満の方

〔申請者本人収入〕

扶養人数	基準収入額
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円

※基準収入額には、遺族年金・障害年金等の非課税の年金収入額を含みます。

〔扶養義務者収入〕 ※同居もしくは別居で申請者の生活を経済的に支えているご親族がいる場合

扶養人数	基準収入額
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円
4人	5,625,000円

※基準収入額には、遺族年金・障害年金等の非課税の年金収入額を含みます。


※同居もしくは別居で申請者の生活を経済的に支えているご親族がいる場合は、全員がそれぞれ上記所得要件を満たしていることが必要となります。

【お問い合わせ先】松戸市 子育て支援課 児童給付担当室 TEL 047-366-3127

支給対象者確認表

◎対象となる方は、下記のとおりとなります。 （生活保護受給者の方は除きます。）

※基準日 = 第1回:令和3年3月31日時点、 第2回:令和3年7月31日時点
 第3回:令和3年11月30日時点

	支給要件(1)	
①	<p>基準日時点において 児童扶養手当を 受給している方</p> <p>（ただし、令和2年度または令和3年度の児童扶養手当支給制限限度額未満の方）</p>	<p>左記支給要件(1)①②③のいずれかに該当する ひとり親家庭の方で、</p> <p>下記のいずれかに該当する方</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>
②	<p>基準日時点で、児童扶養手当受給資格者であるが、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>（ただし、令和元年中または令和2年中の収入(遺族年金や障害年金などの非課税年金収入も含みます。)が一定金額未満の方）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、 養育費が減った方 ●養育費をもらっていない方 (死別、未婚、養育費の取り決めなし等) ●養育費が児童1人あたり1万円未満の方
③	<p>所得超過等の事情により、児童扶養手当を受給していないが、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少し、減少した月×12ヶ月分(遺族年金や障害年金などの非課税年金収入も含みます。)が一定金額未満の方</p>	

(※) 同居のご親族もしくは、別居で申請者の生活を経済的に支えているご親族がいる場合は、その方の年間収入額も勘案されます。